

土地改良施設管理運営規程（畑かん施設）

（経費の算定基礎）

第17条 経費の算定については、別表第2により算出したそれぞれの合計額とする。

改訂前

別表第2（第17条関係）

経費の算定基礎

基本料		使用料	
単位	金額	単位	金額
給水栓 1ヶ所、1ヶ月につき	800円 (10t含む)	1立方メートルにつき	20円

改訂後

別表第2（第17条関係）

経費の算定基礎

基本料		<u>量水器積立</u>		使用料	
単位	金額	単位	金額	単位	金額
<u>量水器</u> 1ヶ所 1ヶ月 につき	800円	<u>量水器</u> 1ヶ所 1ヶ月 につき	<u>φ 25 : ¥200</u> <u>φ 40 : ¥300</u> <u>φ 50 : ¥1,000</u>	1立方メートルにつき	<u>10円</u>

ただし、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

※ 基本料金に10t含を廃止となります。

※ 令和4年度を、組合員に対し周知徹底と賦課金システムの修正の期間とし、令和5年度4月1日から執行とする。